

令和4年10月1日から子育て世帯等への支援を拡充します

出産後間もない産婦のいる世帯や幼いきょうだい等の世話をするヤングケアラーのいる世帯等に対し、家事支援事業者が自宅を訪問し、日常的に行う必要がある家事の支援を行います。

また、ふたごやみつご等の多胎妊産婦に対し、心身や育児にかかる負担を軽減するため、妊婦健康診査、産後ケア事業等の利用回数を増やし、支援を拡充します。

子育て世帯訪問支援事業

- 1 対象世帯 相模原市に住民登録があり、次のいずれかに該当する世帯
 - ・出産後半年以内（多胎産婦を除く。）
 - ・多胎児を出産後1年以内
 - ・ヤングケアラーや保護者の疾病等、市長が特に家事支援が必要と認めた世帯
- 2 支援の内容 食事の準備や衣類の洗濯、居室の掃除、生活必需品の買い物等、日常的に行う必要がある家事
- 3 利用日 月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く。）9：00～17：00
- 4 利用場所 利用者の自宅
- 5 利用回数 ・出産後から半年以内に20回
 - ・多胎児を出産後から1年以内に30回
 - ・市長が特に家事支援が必要と認めた世帯は、必要な期間中、年に48回
 - ※1回あたり2時間以内、1日2回まで

※利用料や利用方法については、決定次第市ホームページ等でお知らせします。

※市民税非課税世帯や生活保護受給世帯の方は利用料を減免します。

多胎妊産婦への支援拡充

- 1 対象者 相模原市に住民登録があり、ふたごやみつごを妊娠または出産した方
- 2 拡充内容 ・妊婦健康診査の補助回数：通常16回を19回に拡充
 - ・産後ケア事業の利用回数：通常上限7回を上限14回に拡充

※子育て世帯訪問支援事業の多胎産婦に対する支援については上記のとおりです。

※対象者には、母子健康手帳交付時にご案内します。

※詳細は市ホームページ等でお知らせします。

問合せ先

こども家庭課

直通電話 042-769-8345